

令和5年度 第3回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和5年8月7日（月）午後3時30分～午後3時52分

2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 高西労働局長、岡村労働基準部長
井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

(1) 山梨県最低賃金の改正決定について（答申）

(2) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和5年度第3回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者が1名いらっしゃいました。

また、報道機関から1社の申し込みがありました。

傍聴席にいらっしゃいますので御報告いたします。

傍聴者は、お手元の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」をお守りいただきますようお願いいたします。

また、報道機関の皆様のカメラ撮影の機会は、開会にあたっての私の説明が終わるまでの頭撮りと山梨県最低賃金の答申文の手交場面の2回のみとさせていただきますので、円滑な議事の進行に、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

頭撮りはよろしいでしょうか。

それでは、報道機関の方におかれましては、カメラ撮影はここまでとさせていただきますので御着席をお願いします。

それでは、反田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事（1）山梨県最低賃金の改正決定について（答申） 】

(反田会長)

それでは早速、議事に入りたいと思います。

まず、議事の(1)山梨県最低賃金の改正決定に係る答申でございます。

本年度の山梨県最低賃金につきましては、山梨労働局長から調査審議の諮問を受け、専門部会を設置して、7月21日から審議を重ねた結果、8月4日に専門部会での結論をみるに至りました。

各専門部会委員の御協力に感謝申し上げます。

本年は、専門部会の審議結果、山梨県最低賃金の改正決定についての部会報告書を作成したほか、山梨労働局長への答申に当たっては、附帯決議を付して行いたいとの御意見あったことを踏まえまして、附帯決議につきましてはの文案をあわせて作成しております。

まず、山梨県最低賃金の改正につきましては、慎重に審議を行った結果、お手元に配付されております専門部会報告書のとおりとなりましたので事務局による報告の朗読をもちまして、報告とさせていただきます。

それでは朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

専門部会報告につきまして、朗読させていただきます。

着座にて失礼をいたします。

お手元に報告書の写しを配付させていただいております。

御覧いただければと思います。

令和5年8月4日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県最低賃金専門部会部会長、反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和5年7月5日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間938円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。

山梨県最低賃金の改正決定審議経過の概要になります。

7月21日に第1回の専門部会が開催され、部会長等の選出、審議日程、最低賃金等の状況及び労使からの意見聴取結果について御審議をいただきました。

続いて、8月2日に第2回の部会が開催され、労側、使側双方から基本的見解について発表をいただきました。

8月3日に第3回の部会、8月4日に第4回の部会が開催され、第4回において結審となり、公益案につきまして、全会一致により決議をいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

はい、ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか

御異議等がなければ、この専門部会報告は了承されたものとして、この報告をもとに当審議会としての答申案を作成することにいたします。

次に附帯決議案について説明いたします。

本年度の専門部会の審議の結果をもとに専門部会報告書を取りまとめるに当たりまして、使用者側委員から、答申において政府等への要望についての附帯決議を行いたいとの御意見がありました。

そこで、専門部会において附帯決議の文案を作成したものです。

まず、事務局から附帯決議案の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

案の朗読をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料のうち、右肩に別紙3と書いてあり、真ん中に案と附帯決議と書いております、一枚の紙を御用意いただければと思います。

別紙3。

附帯決議。

当審議会は、令和5年度の山梨県最低賃金改正決定についての答申に当たり、政府等において、早急な諸対策の実施・検討を行うよう、附帯決議として、以下の4点を付する。

1、最低賃金の引上げにより、時給が上昇傾向にある結果、短時間労働者を中心として、いわゆる年収106万円・130万円の壁の影響による就労調整が行われる場合があり、結果として、人手不足の解消への悪影響や、労働者の実質的な所得の向上が図られないこととなることから、社会保障制度並びに税制度について、

賃金引上げの情勢にあわせた検討を求める。

2、賃上げに伴い、特に中小企業・小規模事業者の負担が増大する社会保険料などについて、税制度を含め、企業の負担を考慮した制度の在り方について検討を求める。

3、税や社会保障費の増加から、国民負担率は右肩上がりに増加しており、物価上昇と相まって、実質的な所得の低下の一因となっているため、実質的な賃金引上げとなるような制度の見直しについて検討を求める。

4、中央最低賃金審議会の目安答申においては、前年度の答申において政府への要望事項に含めた取組事項について、各取組に対して得られた効果の測定結果や分析、評価、検証等の結果などの記載がなされていないことから、次年度以降の審議においては、各取組事項の検証結果などを踏まえた目安額となるような審議、答申内容とすることを求める。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御異議等がございますか。

(田草川委員)

労働者側委員の立場としてお話をさせていただきたいと思います。

まず、1にありますとおり、年収の制限ですね、106万円と130万円というのは、ここに記載のとおり、逆に労働力不足という結果に陥っていますので、是非、このことについては、強く求めたいと思います。

併せて、2についてでございますが、企業の体力というところから、是非、引き上げることによって、逆に企業がつぶれてしまうということになりますと労働者の働き場がなくなっていきますので、是非、これについても強く求めたいと思います。

あと、3についても同様でございますが、今、これを足掛かりに増税や社会負担増、社会保険料の増ということにならないように、是非とも、この点についても強く求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

今、御意見ございましたが、そのほかにもございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、御異議がないものとして、この附帯決議の案を了承されたものとして

当審議会の答申案を作成することにしたいと思います。

(反田部会長)

次に、ただいまの部会長報告につきまして、山梨県最低賃金改正に係る審議会からの答申についてお諮りいたします。

答申案の採決に移りますが、お手元に答申の案が配付されていると思いますので御覧ください。

まず、採決につきましては、答申本文及び別紙 1、別紙 2 について採決をいただき、その後、別に附帯決議の採決をいただくというふうに、分けて採決を行いたいと思います。

それでは、事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読をさせていただきます。

お手元の答申案について御覧いただければと思います。
案。

令和 5 年 8 月 7 日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和 5 年 7 月 5 日付け山梨労発基0705第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成20年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータと比較したところ、令和 3 年10月 1 日発効の山梨県最低賃金時間額866円は、令和 3 年度の山梨県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙 3 のとおり附帯決議する。

この最後の行につきまして、簡単に説明を加えさせていただきますと、この別紙 3 についての一文は、附帯決議を付していただく場合のみ有効とさせていただきます。文となりますので御承知おきをお願いできればと思います。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙 1 になります。

山梨県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1、適用する地域、山梨県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。
- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間938円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

さらに次のページを御覧ください。

別紙 2 となります。

山梨県の最低賃金は、生活保護水準を下回ってはいなかったことが記載されておりますが、こちらの朗読は省略をさせていただきます。

別紙 3 となります。附帯決議案につきましては、先ほど御覧いただきましたので、こちら朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問・御意見等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、答申案と別紙 1、別紙 2 について採決を行います。

慣例によりまして、反対から採決を行います。

この答申案について反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

では、この答申案について賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございます。

全員賛成です。

保留の委員はいらっしゃらないということですね

以上のとおり全会一致をもちまして、本答申案は可決されました。

ありがとうございました。

それでは次に附帯決議の採決を行います。

この附帯決議につきましても、慣例により反対から採決を行います。

この附帯決議について反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

では、この附帯決議申案について賛成の委員は、挙手を願います。

はい、ありがとうございました。

全員賛成でよろしいですね。

ただ今の結果、本附帯決議も可決されました

したがって、本附帯決議は、先ほど可決されました答申案に別紙 3 として追加して答申を行いたいと思います。

それでは、可決されました答申案にしたがって、答申を行います。

事務局は答申文を用意していただきたいと思います。

(会長が、労働局長に答申を手交。)

(反田会長)

それでは、ここで労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

(労働局長挨拶)

ただいま反田会長から、山梨県最低賃金の改正に係る御答申をいただきました。誠にありがとうございました。

令和5年度の山梨県最低賃金の改正につきましては、去る7月5日の第1回審議会において諮問をさせていただきました。

反田会長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、慎重かつ御熱心に御審議を賜りましたこと、また、全会一致により答申をおまとめいただきましたことは、極めて意義深いものでございます。

深く御礼を申し上げます。

最低賃金の果たす役割は、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資することなど、大変大きいものでございます。

また、現政権が取り組んでおります、賃金引上げによる成長と分配の好循環を持続的に進めていくためにも、重要な役割を担っております。

今後は、ただいまの御答申を尊重いたしまして、早速、所定の手続きを進めますとともに、県民の皆様にも、改正されました最低賃金額を確実にお知らせ申し上げますよう、事務局一同、周知広報に努める所存でございます。

最後に本日の御答申に至るまでの委員の皆様のご真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対する御礼の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明いたします。

ただいま、山梨県地域別最低賃金の改正決定について答申をいただきましたので、今後の手続について説明いたします。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定によりまして、本日中午に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。

最低賃金法第11条第2項の規定によりまして、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされておりますので、この異議申出の締め切りは8月22日となります。

関係労使より異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定

されておりますので、本審、いわゆる「異議審」を開催させていただき、異議申出の内容につきまして審議を行っていただくこととなります。

この異議申出につきましては、例年提出されておりますので、異議申出があることを前提といたしまして、既に委員の皆様と日程調整を行わせていただき、「異議審」を8月23日に開催させていただき予定としております。

「異議審」におきまして、答申どおりが適当との決定がなされた場合には、労働局長が答申に沿って、最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなりますが、官報公示の手續に少し時間がかかりますので、9月1日が官報公示予定となっており、改正されました最低賃金の発効日は10月1日となる予定です。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等ございますか。
よろしいでしょうか。

【 (2) その他 】

(反田会長)

それでは、次の議題(2)に移ります。
その他ですが、何かございますか。

(反田会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

一点説明いたします

本日、この後、報道機関への発表を行う予定としております。

本日のテレビやラジオ、明日の新聞での報道があるかはわかりませんが、御承知おきをいただければと思います。

以上でございます。

(反田会長)

それでは以上をもちまして、令和5年度第3回山梨地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員にお願いいたします。
それでは、お疲れ様でした。